

早わかり！ 経営体育成支援事業

案



農林水産省

本資料の内容については、関係部局等との調整により変更する場合があります！

～ 目 次 ～

1 . 多様な経営体の育成・確保を図るために必要な農業用機械・施設の整備を支援 します！	1
2 . 支援対象となる経営体は？	2
3 . 一般型の事業の内容は？	
(1) 新規就農者補助事業	3
(2) 融資主体型補助事業	4
(3) 追加的信用供与補助事業	7
(4) 集落営農補助事業	9
4 . 条件不利地域型の事業内容は？	10
5 . 事業の実施手続は？	
(1) 事業実施主体（計画主体）	12
(2) 支援計画の作成	
対象地区の範囲は？	12
経営体育成整備計画書の内容	13
(3) 補助金の配分	14
(4) 支援計画の申請、承認	16
(5) 農業用機械や工事等の契約	16
(6) 補助金の交付	16
(7) 事業実施手続の流れ	18
6 . お問い合わせ先	19

1. 多様な経営体の育成・確保を図るために必要な農業用機械・施設の整備を支援します！

経営体育成支援事業は、新規就農者、さらなる経営発展を目指す農業者まで多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入、土地基盤の整備を支援する事業です。

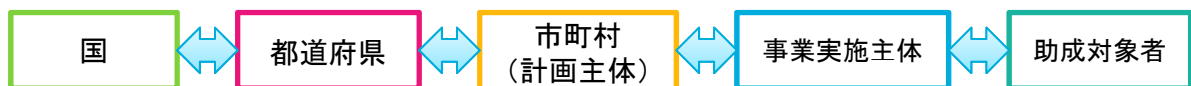
Point 1 事業実施主体が策定する計画のもと、新規就農者、集落営農組織、意欲ある経営体に対して支援します。(一般型)



Point 2 経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援します。(条件不利地域型)

Point 3 手続きの迅速化・施策の重点化を図ります。地方公共団体を経由する間接補助事業から国が直接採択する事業になります。(迅速化・重点化)

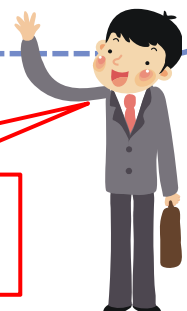
(これまで)



(これから)



事業実施主体は、
直接、国に申請するんだね。



2. 支援対象となる経営体は？

経営体育成支援事業の支援の対象となる経営体は以下のとおりです。
詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

助成対象者	一般型			条件不利地域型
	新規就農者 補助事業 p.3~	融資主体型 補助事業 追加的信用 供与補助事業 p.4~	集落営農 補助事業 p.9~	
新規就農者	○	(○) 注1		
認定農業者		○		
集落営農組織		○	○	○
経営発展志向農業者 (経営発展を目指す 意欲ある経営体とし て事業実施主体が認 める者)		○		
認定農業者、経営発 展志向農業者が組織 する団体		○		○
参入法人		(○) 注1		○ 注2
農業者等の組織する 団体、農業協同組合、 土地改良区、農業委 員会、第3セクター等				○

注1： 認定農業者又は経営発展志向農業者となる場合は、対象となります。

注2： 以下の場合に限られます。

ア 3戸以上の農家から利用権の設定若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 会社にあつては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人(中小企業という。中小企業以外から出資を受ける子会社は除く。)であること。

3. 一般型の事業内容は？

(1) 新規就農者補助事業

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械・施設等の導入の初期投資の軽減を支援する事業です。

イメージ

新規就農者の方が田植機を導入する場合



整備価格：600万円

整備費用
の助成

個人で**300万円の助成が受けられます！**

取得価格の**1/2 (400万円上限)**
まで助成します。

対象となる者は？

助成の対象は、助成を受ける前々年度以降に就農した（平成22年4月以降に就農した者に限る。）次の方です。

- 1 認定就農者（都道府県知事から就農計画の認定を受けた者）
- 2 1に掲げる者が代表者であり、かつ代表者の農作業への従事が主である農業法人

対象となる整備内容は？

助成の対象となる整備内容は次のとおりです。

- 1 農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の開始又は改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得
- 2 農地等の改良、造成又は復旧

◆助成の対象となる整備内容は、次の基準を満たしていることが必要です◆

- 1 取得価格が**50万円以上**で、かつ、耐用年数がおおむね**5年以上、20年以下**（中古農業用機械の場合は、残存耐用年数が2年以上）であること。
- 2 農業経営以外への**汎用性が高いものでないこと**。
ただし、ショベルローダー、バックホー及びフォークリフトについては、**他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要であること、導入後の適正利用が確認できるものであること**の全ての要件を満たす場合は助成の対象になります。
- 3 成果目標の達成に**直結するものであること**。

★例えば、次のような機械・施設が対象になります★

- ◆ 農業用機械〔トラクター、コンバイン、田植機など〕
- ◆ 農業用施設〔ハウス、選果機、果樹棚など〕
- ◆ 簡易な土地基盤の整備
〔畦畔除去、区画形状の改良、暗きょ排水など〕

★次のようなものは対象になりません★

- ◆ 消耗品的なもの〔パレット、コンテナ、タイヤなど〕
- ◆ 汎用性が高い機械・機器
〔運搬用トラック、パソコンなど〕

補助金の算定方法は？

事業実施主体が策定する計画（支援計画）に位置付けられた助成対象者の整備内容毎の助成金額の合計額を交付します。

経営体の助成金の額は、それぞれの整備内容毎に**2分の1を乗じて得た額の合計額（400万円上限）**の範囲内で助成されます。

3 . 一般型の事業内容は？

(2) 融資主体型補助事業

経営体の皆さんが農業経営の発展・改善を目的として、主に金融機関からの融資（プロジェクト融資）を活用して農業用機械や施設、土地基盤の整備を行う場合に、融資残の自己負担部分について助成を行う事業です。

イメージ

経営規模を拡大するためにトラクター、コンバインを導入する場合



取得価格：1,000万円

[資金調達の内訳]

農業近代化資金 700万円...融資

預金等取り崩し 300万円...自己資金

上記の場合、自己資金を使わなくても機械導入が可能に！

助成率は、整備に係る総事業費に占める金融機関からの融資額の割合（融資率）や経営体の経営改善に関する目標等に応じて、**最大で取得価格の3/10（上記の場合は300万円）まで助成**

融資は、原則として融資対象物件以外の担保は不要

対象となる者は？

助成の対象となる方は次のとおりです。

- 1 認定農業者（特定農業法人を含みます。）
- 2 集落営農組織（①規約、代表者を定めていること、②目標年度までに農産物の共同販売経理を行うことを満たす必要があります。）
- 3 経営発展志向農業者（経営発展を目指す意欲ある経営体として事業実施主体が認める者をいいます。）
- 4 1～3に掲げる者が組織する団体

対象となる整備内容は？

助成の対象となる整備内容は次のとおりです。

- 1 農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得
- 2 農地等の改良、造成又は復旧

整備内容に関する基準は、**新規就農者補助事業と同様**です。

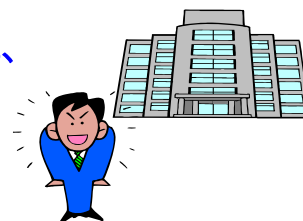
融資主体型補助事業の場合は、これに加えて融資率が**50%を超える**ものであること（= **融資が主体**であること）が要件となります。

3 . 一般型の事業内容は？

対象となる融資の種類は？

対象となる融資の種類（対象資金）は、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）等の農業制度金融（以下「制度資金」といいます。）をはじめ、次に掲げる融資機関が貸付を行う資金その他法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付が行われる資金が対象になります。

農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、
（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、
銀行、信用金庫、信用協同組合、都道府県



消費者金融やファイナンス会社の融資は対象になりません。

補助金の算定方法は？

事業実施主体（地域協議会等）が策定する計画（支援計画）に位置づけられた助成対象者の整備内容毎の助成金額の合計額を交付します。

なお、経営体の整備内容毎の助成金の額は、それぞれの整備事業費に占める融資率及び経営体の経営改善目標から算出される「目標ポイント」（6ページ参照）に応じて、次に掲げる助成率の範囲内で助成されます。

ただし、経営体育成交付金に取り組んだ者が、新たに本事業に取り組む場合は、基本的に経営改善目標の重複は認められません。

融資率が80%以上の場合

目標ポイント 1点以上……………助成限度率 20%

融資率が80%未満の場合

目標ポイント 1点 ……………助成限度率 10%

目標ポイント 2点 ……………助成限度率 20%

目標ポイント 3点以上……………助成限度率 30%

		目 標 ポ イ ン ト		
		1点	2点	3点以上
融 資 率	80%以上	20%	←————→	20%
	80%未満	10%	20%	30%



3. 一般型の事業内容は？

○ 経営改善目標及び目標ポイント

融資主体型補助事業の助成金を算定するための点数です。

目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)	融資主体型補助事業	
		目標ポイント	備考
1 農業の6次産業化	a 農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する場合	1点	加工の主な原料又は直売に係る農産物の過半が地区内生産であること
	b 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年12月3日法律第67号)第5条第1項により農林水産大臣の認定を受けた経営体の場合	1点	
2 経営面積の拡大	経営面積が現状より拡大する目標である場合	1点	3戸以上の農家から利用権の設定等又は農作業の受託を受ける場合に加点
3 耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う場合	1点	30a以上の場合に加点
4 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する計画を有している場合	1点	
5 新規作物の導入	新たな作物等の導入に取り組む場合	1点	
6 農産物の品質向上	栽培及び管理技術の改善等により農産物の品質向上に取り組む場合	1点	
7 生産コストの縮減	栽培及び管理技術の改善等により生産コストの縮減に取り組む場合	1点	
8 雇用者の確保	a 雇用者の増加に取り組む場合	1点	
	b aのうち常時雇用者が増加する場合	1点	aの雇用の増加に取り組む場合に加点
9 家族経営協定	新たに家族経営協定を締結する場合	1点	助成対象者が複数の農家で組織する団体では、構成農家すべてが締結する場合に加点
10 環境への配慮	a 環境と調和の取れた農業生産活動規範について(平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知)に基づく点検シートによる点検を行い、その結果を事業実施主体に提出することにより環境と調和の取れた農業生産活動に取り組む場合	1点	1 加点はa又はbのいずれか 2 bについては、本事業の対象となる整備内容がこれに関連する場合に加点
	b バイオマスや未利用資源等の活用に取り組む場合	1点	

◆ 助成金額の計算例 ◆ 認定農業者Aさんの場合

〔整備内容〕 コンバイン、トラクター

〔事業費〕 2,000万円 (内訳: 農業近代化資金1,200万円、自己負担800万円)

〔融資率〕 60%

〔目標ポイント〕 3点

融資率60%、目標ポイント3点

→ 助成限度率 30%

助成金額 = 2,000万円 × 30%

= 600万円

3. 一般型の事業内容は？

(3) 追加的信用供与補助事業

プロジェクト融資を円滑にするため、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なし（以下「無担保・無保証人」といいます。）で農業信用基金協会による確実な機関保証を行う制度を確立します。

制度の概要は？

プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに当てるための経費について助成を行います。

融資対象物件以外の担保や同一経営外の保証人の確保が難しい場合でも、**無担保・無保証人による債務保証の保証上限額が拡大**されることにより、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- 1 被保証者毎の保証上限額は、各都道府県農業信用基金協会毎に以下の水準に設定され、農業制度金融における無担保・無保証人による**債務保証の上限額は通常の2倍程度に拡大**されます。

区分		保証上限額	備考
認定農業者	個人	3,600万円	
	法人	7,200万円	
認定農業者以外の者	個人	3,000万円	
	法人	6,000万円	任意団体も同じ

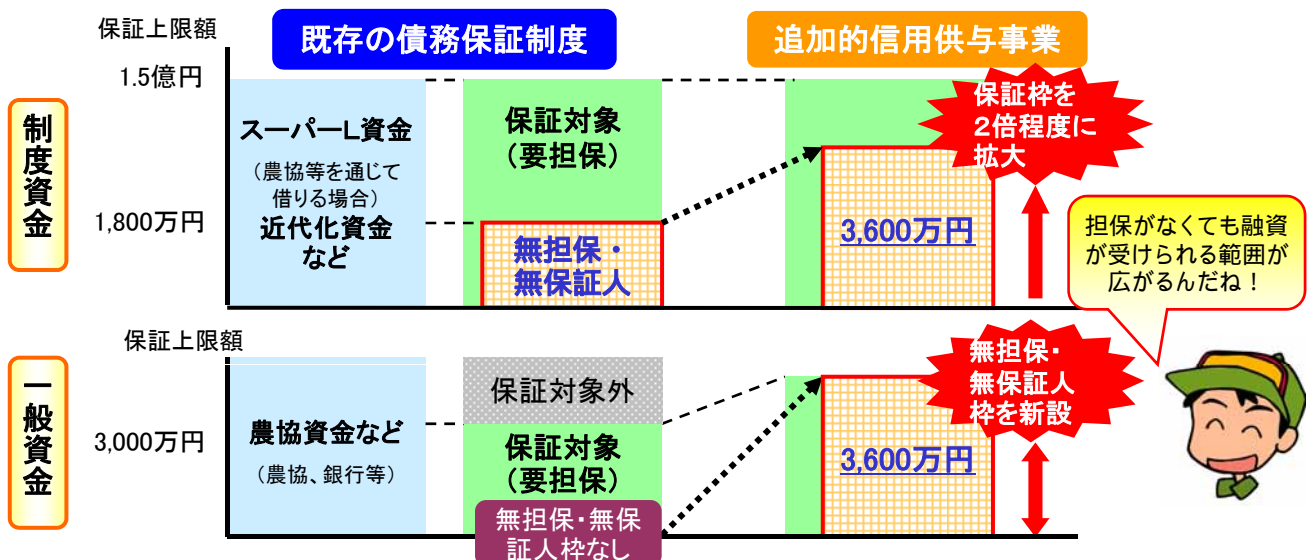
- 2 無担保・無保証人による債務保証は、制度資金のみの取扱いでしたが、**本事業では農協資金（JA機械ローン）などの一般資金も対象**となります。

イメージ

! 追加的信用供与補助事業に係る交付は、経営体に対して行われるものではありません。
また、経営体が保証を受けるためには、別途保証料が必要になります。



【認定農業者(個人)の場合】



3 . 一般型の事業内容は？

< 機関保証制度に関する要件 >

- 1 原則として、融資対象物件以外の担保及び同一経営内の保証人以外の保証人無しで、適切な融資計画を策定した経営体に対して、確実に機関保証を行う制度を確立すること。
- 2 被保証者毎の保証の上限額が、次の水準に設定されるものであること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの
 - ・ 個人・・・3,600万円
 - ・ 法人・・・7,200万円
 - b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
 - ・ 個人・・・3,000万円
 - ・ 法人・・・6,000万円(任意団体も同じ)
- 3 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めるものであること。

補助金の算定方法は？

追加的信用供与補助事業に係る補助金については、予算額の範囲内において、次の計算式により求められる額を上限として交付されます。

〔計算式〕

$$\text{補助金上限額} = \text{地区毎の保証対象融資額} \times \frac{2(2)}{15(1)}$$

- 1：各都道府県基金協会における農業近代化資金の平均的な保証倍率
- 2：貸倒等の事故発生を想定した安全率

3. 一般型の事業内容は？

(4) 集落営農補助事業

集落等を単位として農作業の共同化、農業用機械の共同利用等を行う集落営農組織が法人化を図るために必要な農業用機械の導入を支援します。

イメージ

集落営農組織が大型コンバインを導入する場合



取得費用
の助成

500万円の助成が受けられます！

取得価格の1/2まで助成します。

取得価格：1,000万円

対象となる者は？

集落営農組織が対象です。

次の要件を満たす組織に限られます

- 1 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であること。
- 2 規約、代表者を定めていること。
- 3 目標年度までに農産物の共同販売経理を行うこと。
- 4 支援計画の承認までに法人化していない団体であって、**目標年度までに法人化**することが見込まれること。

対象となる整備内容は？

組織で共同利用するための農業用機械が対象となります。

次の要件を満たす必要があります

- 1 対象となる整備内容が、2の集落営農法人化等経営発展計画により導入されることとされた農業用機械であって、農業機械化促進法第5条の3第1項の導入計画により導入を促進することとされた**特定高性能農業用機械及びこれらの附帯機械等**であること。
- 2 事業実施主体は、次に掲げるaからfまでの事項を定めた**集落営農法人化等経営発展計画を策定**すること。
 - a 組織の構成員数、経営規模など基本的事項
 - b 経営管理の状況、農業従事の態様
 - c 機械整備の状況及び新たに導入しようとする機械
 - d 目指すべき法人形態
 - e 目指すべき新たな経営展開
 - f 法人化及び新たな経営展開のための取組内容

補助金の算定方法は？

事業実施主体（地域協議会等）が策定する計画（支援計画）に位置付けられた助成対象者の整備内容毎の助成金額の合計額を交付します。

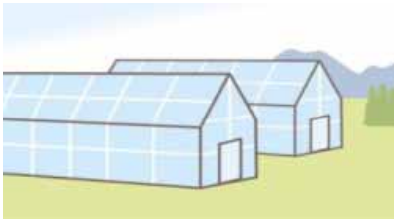
経営体の助成金の額は、整備内容毎に**2分の1**を乗じて得た額の合計額の範囲内で助成されます。

4 . 条件不利地域型の事業内容は？

条件不利地域の経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大、複合化・多角化等を図るために必要となる共同利用機械等の導入を支援します。

イメージ

農家が組織する団体(〇〇生産組合など)が温室を整備する場合



整備費用
の助成

500万円の助成が受けられます！
取得価格の **1/2 (4,000万円)**
まで助成します。

取得価格：1,000万円

対象となる者は？

助成の対象となる方は次の通りです。

1 農業者等の組織する団体

(農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる 農事組合法人、農事組合以外の農業生産法人、特定農業団体、農用地利用改善団体、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、流通、販売等を行う法人又は任意団体(集落営農組織を含む。))

2 参入法人のうち以下の要件を満たす法人

ア 3戸以上の農家から利用権の設定若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること

イ 会社にあつては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人(中小企業という。中小企業以外から出資を受ける子会社は除く。)であること。

3 農業協同組合

4 土地改良区

5 農業委員会

6 第3セクター等

対象となる整備内容は？

経営体が共同で利用する経営規模の拡大や多角化・複合化を進めるための機械等が対象となります(次ページ表)。

なお、整備する機械等は次の基準を満たしておく必要があります。

事業費が**50万円以上**で、かつ、耐用年数がおおむね**5年以上、20年以下**(中古農業用機械の場合は、残存耐用年数が2年以上)であること。

補助金の算定方法は？

事業実施主体(地域協議会等)が策定する計画(支援計画)に位置付けられた助成対象者の整備内容毎の助成金額の合計額を交付します。

助成対象者毎の助成金の額は、整備内容毎に**2分の1**を乗じて得た額の合計額(**4,000万円上限**)の範囲内で助成されます。

4 . 条件不利地域型の事業内容は？

助成の対象となる整備内容は次のとおりです。

助成対象となる整備内容	実施要件等
<p>1 農業用機械等の整備</p> <p>(1) 整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械等</p> <p>(2) 乾燥調製に必要な乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備</p> <p>(3) 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備</p> <p>(4) 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備</p> <p>(5) 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備</p> <p>(6) 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備</p> <p>(7) 農業用水の配管・ポンプ等の整備</p> <p>(8) 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備</p> <p>(9) 販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備</p> <p>(10) 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備</p> <p>(11) 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備</p>	<p>(1)の農業用機械にあつては、1/3以内(沖縄県及び水稲直播機、細断型ロールペーラー、稲発酵粗飼料用ロールペーラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。)</p>
<p>2 簡易な基盤整備</p> <p>(1) 区画整理 農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水並びに農道等の整備</p> <p>(2) 畦畔整備 畦畔の除去及び改善</p> <p>(3) 用排水整備 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修</p> <p>(4) 農道整備 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良</p> <p>(5) 農地保全整備 客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備</p> <p>(6) 建物用地整備 新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良、経営多角化のための施設用地の造成</p> <p>(7) 交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請</p>	<p>受益面積は1事業地区について5ha未満とする。</p>

5 . 事業の実施手続は？

本事業の基本的な仕組みと実施手続は、次のとおりです。

(1) 事業実施主体

事業実施主体は、一般型及び条件不利地域型ともに、以下の要件を全て満たす**地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会**が事業実施主体となります。

(要件)

代表者の定めがあること
原則として会員に市町村、JA、農業委員会が含まれていること
規約等の定めがあること
事務手続きに係る不正を未然に防ぐ仕組み及び執行体制となっていること
に掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が協議会の事務局の一部を構成していること又は、
に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場のうち1人以上が協議会の事務処理及び会計
処理において責任のある立場にあること
監事をおいていること

なお、上記要件を満たす**地域協議会が存在しない**場合等は、**市町村**を事業実施主体にすることができます。

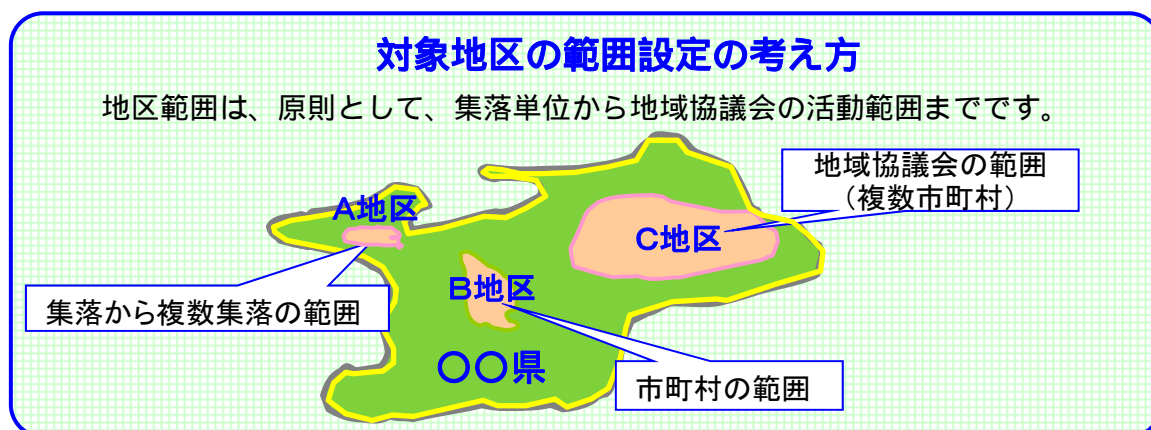
(2) 支援計画の作成

本事業の実施に当たっては、**事業実施主体**が、地域農業の将来ビジョンや意欲ある経営体の育成・確保の目標設定等に関する合意形成（話し合い等）を図り、これらの内容を含む「**経営体育成支援計画(支援計画)**」を作成します。

経営体の皆さんが助成を受けるためには、この支援計画に、**成果目標の達成のために必要なものとして導入を希望する機械・施設等の整備内容及び各経営体の経営改善に関する目標等が位置付けられる**ことが必要です。

対象地区の範囲は？

事業の対象となる範囲は、地域の経営体の育成・確保に関する合意形成を図ることができる範囲とし、原則として、**おおむね集落単位から地域協議会の範囲まで**とします。



5. 事業の実施手続は？

なお、**条件不利地域型**の対象地区は以下の要件のいずれかに該当する地域が対象となります。

農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道においては2ha）未満であり、かつ農地面積が0.5ha（北海道においては2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域。

販売農家（1）に対する副業的農家（2）の割合が7割（北海道においては3割）以上の地域であって、主業農家（3）の割合が1割（北海道においては6割）以下の地域。

地形的条件等から事業実施主体が認める地域。（4）

- 1 経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家をいう。
- 2 農外所得が主（農家所得の5割未満が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいない農家をいう。
- 3 農業所得が主（農家所得の5割以上が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。
- 4 農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね1ha（北海道においては2ha）未満であり、かつ農地面積が1ha（北海道においては2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域であり、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低い、又は、高齢化率・耕作放棄率が高いなど、経営体を育成・確保する必要があると事業実施主体が認める地域とする。

経営体育成支援計画書(支援計画)の内容

I 地域農業の現状と将来ビジョン

II 経営体の育成・確保に関する成果目標

- ※ 成果目標の**目標年度**は、**事業実施年度から3年度目**です。
(23年度採択の場合は25年度が目標年度)

III 整備計画

- ※ 追加的信用供与補助事業については、各経営体毎の農業信用基金協会による機関保証の利用を希望する融資額の合計額を位置付けていただきます。

IV 事業完了(予定)年月日

V 収支予算(精算)



[添付資料]

◆ 経営体調書

- ※ 助成を希望する**経営体の皆さんの個々の経営概要や経営改善目標等**を記載していただきます。

I 対象経営体の概要

II 整備内容

助成の対象となる整備内容の概要について記載していただきます。

III 支援計画の成果目標との関連性

IV 経営改善目標

- ※ 6ページの「**経営改善目標に関する目標ポイント**」のうち、該当する**目標項目に関する現状及び目標**を記載していただきます。

(すべての経営体が経営改善目標を設定する必要があります！)

V 追加的信用供与事業の活用計画(融資主体型補助事業のみ)

V 施設の利用計画(条件不利地域型のみ)

- ◆ 集落営農法人化等経営発展計画書(集落営農補助事業のみ)
- ◆ 事業実施主体要件適合確認書
- ◆ 助成対象者要件適合確認書(条件不利地域型のみ)
- ◆ その他地方農政局長が必要と認める資料

5 . 事業の実施手続は？

意欲ある経営体の育成・確保に関する成果目標

事業実施主体は、次の ~ のいずれか **1つ以上の増加する** 成果目標を設定する必要があります。

経営体の育成・確保に関する目標

- ・農業の6次産業化
- ・農業経営の法人化等
- ・農産物の品質向上
- ・集落営農組織の育成
- ・環境への配慮に関する目標を設定します。
- ・経営面積の拡大
- ・新規作物の導入
- ・生産コストの縮減
- ・家族経営協定の締結

人材の育成・確保に関する目標

雇用の創出に関する目標

(3) 補助金の配分

国は、各地区の支援計画の成果目標に応じた点数（**成果目標ポイント**）を積み上げた後、**事業費で割り戻したポイント**を**配分基準ポイント**（**成果目標ポイント ÷ 総事業費() × 1千万**）とし、これにより配分順位を決定します。

一般型における**総事業費**とは、新規就農者補助、融資主体型補助、集落営農補助事業の事業費の合計額とします。

要望地区の順位付けは？

A市a地区	成果目標ポイント 10P	総事業費 0.3億円	配分基準ポイント 3.33333
B村b地区	成果目標ポイント 8P	総事業費 0.5億円	配分基準ポイント 1.60000
C町c地区	成果目標ポイント 9P	総事業費 1億円	配分基準ポイント 0.90000
⋮			
A市d地区	成果目標ポイント 2P	総事業費 1億円	配分基準ポイント 0.20000
C町e地区	成果目標ポイント 1P	総事業費 0.5億円	配分基準ポイント 0.20000



予算の範囲内でポイントの高い順に配分
同点の場合は成果目標ポイントの高い順に配分

非配分

5. 事業の実施手続は？

* 成果目標の目標値に応じた点数表(成果目標ポイント)

配分順位を付けるための点数です。

成果目標	目 標 値	点数
1 農業の6次産業化	1経営体増加につき ※注1 なお、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年12月3日法律第67号)第5条第1項により農林水産大臣の認定を受けた経営体の場合は、1経営体につき5点を加点する。	1点
2 経営面積の拡大	1経営体増加につき なお、耕作放棄地の解消を伴う経営面積の拡大を図る経営体の場合は、1経営体につき、1点加点	1点
3 農業経営の法人化等	1経営体増加につき なお、集落営農組織が法人化する場合は、1組織につき5点加点	1点
4 新規作物の導入	1経営体増加につき	1点
5 農産物の品質向上	1経営体増加につき	1点
6 生産コストの縮減	1経営体増加につき	1点
7 集落営農組織の育成	1経営体増加につき	1点
8 新規就農者の育成・確保	農業経営を開始する認定就農者1名増加につき なお、青年認定就農者が新たに農業経営を開始する場合は、1名につき5点加点	5点
9 雇用者の確保	延べ240人・日増加につき ※注2 ※常時雇用者1人は240人・日に置き換えるものとする。	1点
10 家族経営協定の締結	1経営体増加につき	1点
11 環境への配慮	1経営体増加につき ※注3	1点

注1:「農業の6次産業化」に関する目標の対象となる経営体は、農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む、事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する経営体です。

注2:「雇用者の確保」に関する目標は、支援計画に位置付けられた整備計画によって新たに創出される雇用に限られます。

注3:「環境への配慮」に関する目標の対象となる経営体は、環境と調和の取れた農業生産活動規範について(平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知)に基づく点検シートによる点検を行い、その結果を事業実施主体に提出することにより環境と調和の取れた農業生産活動に取り組む経営体又はバイオマスや未利用資源等の活用に取り組む経営体です。

5 . 事業の実施手続は？

(4) 支援計画の申請、承認

事業を実施するためには、事業実施主体が経営体の皆さんの要望等を取りまとめた「支援計画」を作成し、国に提出（申請）、承認を受ける必要があります。

★支援計画を変更する際に、次のような場合は、国との協議【重要な変更手続き】が必要です★

- ◆ 成果目標の変更
- ◆ 実施地区の変更
- ◆ 助成対象整備内容の新設

(5) 農業用機械や工事等の契約等

支援計画に位置付けられた助成対象者毎の農業用機械・施設の整備等は、交付決定後に契約することができます。

ただし、国が支援計画を承認した後であって、事業実施主体が定める交付規則等に基づき「指令前着工届け」を提出した場合は、交付決定前であっても契約することができます。

〔 既に他の助成又は自力により実施中又は整備済みの整備を本事業に切り替えて助成の対象とすることはできません。 〕

なお、農業用機械・施設の整備等は、支援計画の承認年度内に完了する必要があります。（繰越不可）

(6) 補助金の交付

補助金は、国から直接、事業実施主体に交付されます。

助成対象者の皆さんには、事業実施主体から助成金が交付されます。（追加的信用供与補助事業は、助成対象者を經由せず、直接、事業実施主体から農業信用基金協会に対して助成金が交付されます。）

5. 事業の実施手続は？

(参考)A市B地区の支援計画

意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

成果目標項目	目標 (3年度目)	基準指標	目標 ポイント
1 農業の6次産業化	3経営体	1経営体	3点
2 経営面積の拡大	15経営体 (うち耕作放棄解消3)	1経営体	18点
3 農業経営の法人化等	2法人 (うち集落営農1)	1法人	7点
4 新規作物の導入	5経営体	1経営体	5点
5 農産物の品質向上	5経営体	1経営体	5点
6 生産コストの縮減	3経営体	1経営体	3点
7 集落営農組織の育成	5経営体	1経営体	5点
8 新規就農者の育成・確保	3人 (うち青年1人)	1人	20点
9 雇用者の確保	1,500人・日	240人・日	6点
10 家族経営協定の締結	3経営体	1経営体	3点
11 環境への配慮	2経営体	1経営体	2点

成果目標ポイント

77点

施設整備計画

区分	総事業費	国庫補助金	整備内容
1 新規就農者補助	12,000,000円	6,000,000円	トラクター、ハウス等
2 融資主体型補助	88,000,000円	24,000,000円	トラクター、アタッチメント等
3 集落営農補助	40,000,000円	20,000,000円	コンバイン
計	140,000,000円	50,000,000円	

追加的信用供与補助及び附帯事務費は、配分基準ポイント算定の際の総事業費にカウントしません。

B地区の配分基準ポイントは...

成果目標ポイント

77点

総事業費

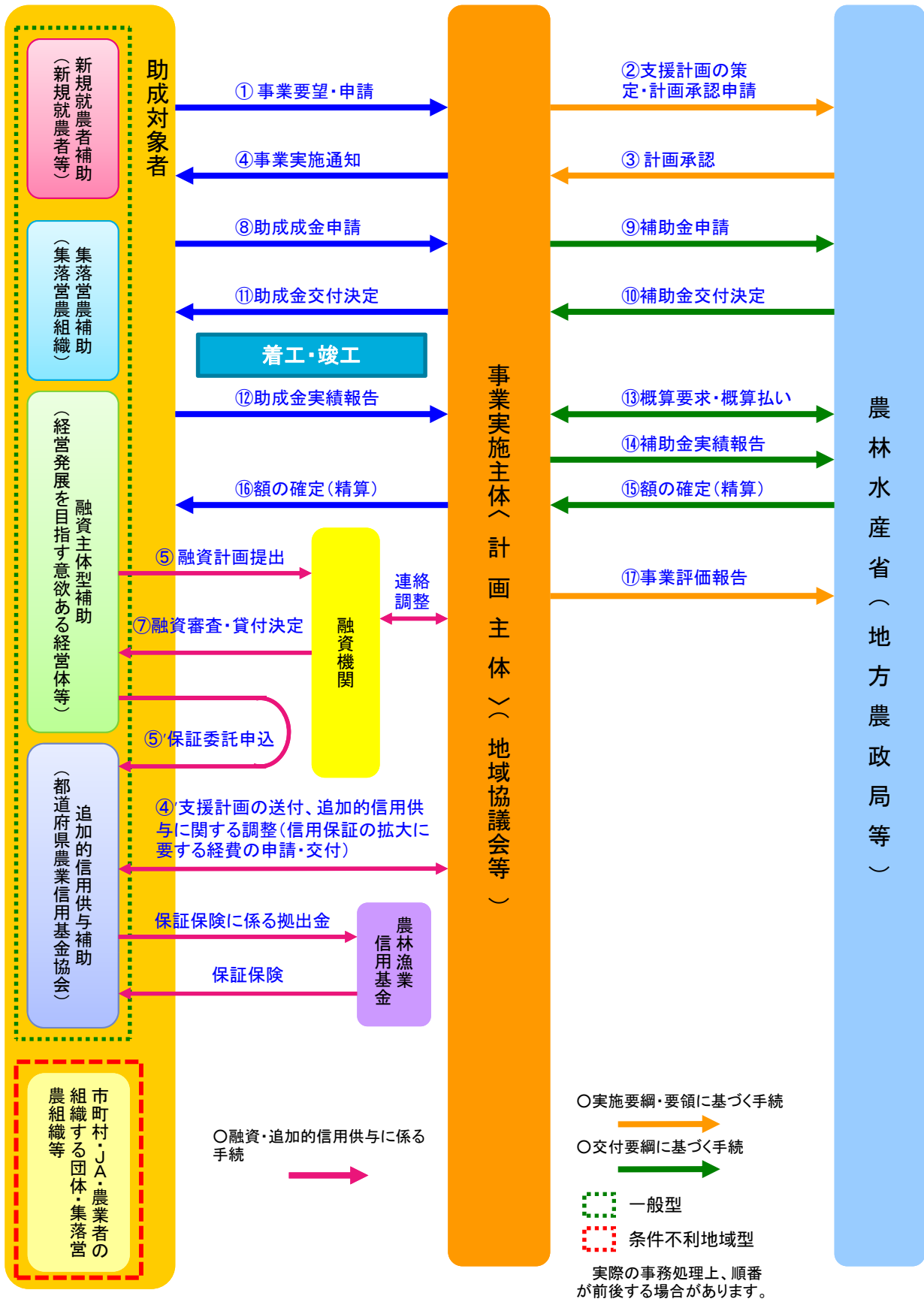
140,000,000円

×10,000,000

5.5P

5. 事業の実施手続は？

(7) 事業実施手続の流れ



6 . お問い合わせ先

経営体育成支援事業の詳細については、最寄りの地域協議会等(地域農業再生協議会又は担い手育成支援協議会)又は市町村もしくは下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

〔地方農政局等〕

東北農政局 生産経営流通部構造改善課 022-263-1111(内線 4084)

〔管轄:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕

関東農政局 生産経営流通部構造改善課 048-600-0600(内線 3386)

〔管轄:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕

北陸農政局 生産経営流通部構造改善課 076-263-2161(内線 3380)

〔管轄:新潟県、富山県、石川県、福井県〕

東海農政局 生産経営流通部構造改善課 052-201-7271(内線 2456)

〔管轄:岐阜県、愛知県、三重県〕

近畿農政局 生産経営流通部構造改善課 075-451-9161(内線 2363)

〔管轄:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕

中国四国農政局 生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線 2496)

〔管轄:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕

九州農政局 生産経営流通部構造改善課 096-211-9111(内線 4514)

〔管轄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

沖縄総合事務局 農林水産部経営課

098-866-0031(内線 83294)

〔管轄:沖縄県〕

〔農林水産本省〕

経営局構造改善課経営構造対策室 03-6744-2148(直通)

〔管轄:北海道〕